

さいたま市附属機関の設置等に関する条例（平成２６年条例第２号）

（趣旨）

第１条 この条例は、法令又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担当事務）

第２条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

２ 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第３条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

２ 委員は、別表委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第４条 委員の任期は、別表委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

２ 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員及び専門委員）

第５条 執行機関は、必要があると認めるときは、附属機関に、特別の事項を調査審議させるための臨時委員及び専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができる。

（委任）

第６条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（任期の特例）

２ この条例の施行後、次の各号に掲げる附属機関の委員として最初に委嘱され、又は任命される者の任期は、第４条第１項本文の規定にかかわらず、当該各号に掲げる日までとする。

(1) さいたま市入札監視・苦情検討委員会 平成２７年６月３０日

(2) さいたま市大宮盆栽美術館運営委員会 平成２６年５月３１日

- (3) さいたま市健康診査等に係る事故・紛争等対応委員会 平成27年3月31日
- (4) さいたま市地域密着型サービス運営委員会 平成27年3月31日
- (5) さいたま市療育手帳判定審査委員会 平成27年8月19日
- (6) さいたま市健康科学研究センター倫理委員会 平成27年3月31日
- (7) さいたま市大規模小売店舗立地審議会 平成27年3月31日
- (8) さいたま市学校結核対策委員会 平成27年3月31日
- (9) さいたま市美術品等選考評価委員会 平成27年6月30日

別表（第2条―第4条関係）

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	さいたま市入札監視・苦情検討委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての調査審議及び建議並びに政府調達に関する協定の対象となる調達に係る苦情についての調査審議に関する事務	5人	地方公共団体の入札及び契約の制度に関し識見を有する者	2年
	さいたま市大宮盆栽美術館運営委員会	さいたま市大宮盆栽美術館の適正な運営を図るための基本的な事項についての調査審議及び建議に関する事務	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	2年
	さいたま市健康診査等に係る事故・紛争等対応委員会	市が実施する健康診査等による健康被害、事故及び紛争に係る状況の調査及び事後対策、再発防止策等の調査審議に関する事務	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係団体の代表者 (3) 市職員	2年
	さいたま市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種による健康被害その他予防接種に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係団体の代表者 (3) 市職員	2年
	さいたま市西・北・大宮・見沼・岩槻福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	さいたま市西福祉事務所、さいたま市北福祉事務所、さいたま市大宮福祉事務所、さいたま市見沼福祉事務所及びさいたま市岩槻福祉事務所における老人ホームへの入所措置の可否についての審査に関する事務	5人以内	(1) 保健所長 (2) 医師 (3) 地域包括支援センターの職員 (4) 老人福祉施設の職員	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
	さいたま市中央・桜・浦和・南・緑福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	さいたま市中央福祉事務所、さいたま市桜福祉事務所、さいたま市浦和福祉事務所、さいたま市南福祉事務所及びさいたま市緑福祉事務所における老人ホームへの入所措置の可否についての審査に関する事務	5人以内	(1) 保健所長 (2) 医師 (3) 地域包括支援センターの職員 (4) 老人福祉施設の職員	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
	さいたま市地	介護保険法（平成9年法律第	10人	(1) 保健、医療又	3年

域密着型サービス運営委員会	1 2 3 号) に基づく地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定の可否、事業者の指定基準及び介護報酬の設定その他地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営の確保に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	以内	は福祉に関し識見を有する者 (2) 介護保険の被保険者 (3) 関係団体の代表者	
さいたま市療育手帳判定審査委員会	療育手帳の交付に係る障害程度の判定に関する不服申立て及び療育手帳に係る障害程度の判定に関し必要な事項についての審査に関する事務	3 人以内	学識経験を有する者	3 年
さいたま市医療保護入院等のための移送に関する審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 1 9 条の 4 第 2 項第 4 号に規定する指定医による判定の要否についての審査に関する事務	5 人以内	(1) 精神保健指定医 (2) 弁護士 (3) 精神保健福祉士	2 年
さいたま市健康科学研究センター倫理委員会	さいたま市健康科学研究センターにおいて実施する研究に係る倫理的配慮についての審査に関する事務	6 人以内	(1) 公衆衛生に関し識見を有する者 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	2 年
さいたま市 C S R 推進会議	事業者等における事業活動の維持及び拡大と社会的健全性を両立させた経営の実践に係る市の施策及び事業者等の取組の推進に関し必要な事項についての調査審議並びに当該経営を实践する事業者等の認証についての審査に関する事務	1 5 人以内	(1) 産業政策又は企業経営に関し識見を有する者 (2) 関係団体の代表者 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	2 年
さいたま市研究開発型企业認証審査委員会	独創性及び革新性に優れた技術を有する研究開発型企业の認証についての審査に関する事務	1 0 人以内	産業技術又は企業経営に関し識見を有する者	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで

	さいたま市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の立地に係る周辺の地域の生活環境の保持に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	2年
	さいたま市伝統産業委員会	市における伝統産業及び伝統産業事業所の指定についての審査並びに伝統産業の活性化に必要な事項についての調査審議に関する事務	8人以内	(1) 伝統産業に関し識見を有する者 (2) 関係団体の代表者	2年
	さいたま市外国人市民委員会	外国人市民に係る施策及び誰もが住みやすい多文化共生社会の推進に向けた方策等についての調査審議及び建議に関する事務	10人以内	(1) 公募による市民 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	2年
教育委員会	さいたま市学校結核対策委員会	さいたま市立学校における結核対策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健所長 (3) 教育職員	2年
	さいたま市美術品等選考評価委員会	さいたま市うらわ美術館に収蔵する美術品等の収集に係る選考及び評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	5人以内	学識経験を有する者	2年